

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R7年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
島根県	一畑バス(株)	(1) 万原	5,300.0	
		(2) 恵曇	5,112.5	
		(3) 玉造	1,796.5	
		(4) 須佐	1,225.0	
		(5) 大社	1,627.0	
		(小計)	15,061.0	
	石見交通(株)	(1) 広益	11,904.5	
		(2) 小浜江崎	2,280.0	
		(3) 津和野	5,048.0	
		(4) 匹見	3,230.5	
		(5) 都茂	1,751.5	
		(6) 浜田益田	5,195.5	
		(7) 弥栄	1,020.5	
		(8) 周布江津	8,245.5	
		(9) 江津川本	7,171.0	1
		(10) 大田江津	4,112.0	
		(小計)	49,959.0	
	合 計		65,020.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付する。

2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R8年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
島根県	一畑バス(株)	(1) 万原	5,285.5	
		(2) 恵曇	5,121.5	
		(3) 玉造	1,805.5	
		(4) 須佐	1,223.0	
		(5) 大社	1,627.0	
		(小計)	15,062.0	
	石見交通(株)	(1) 広益	11,904.5	
		(2) 小浜江崎	2,280.0	
		(3) 津和野	5,048.0	
		(4) 匹見	3,230.5	
		(5) 都茂	1,751.5	
		(6) 浜田益田	5,195.5	
		(7) 弥栄	1,020.5	
		(8) 周布江津	8,245.5	
		(9) 江津川本	7,171.0	1
		(10) 大田江津	4,112.0	
		(小計)	49,959.0	
	合 計		65,021.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R9年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
島根県	一畑バス(株)	(1) 万原	5,300.0	
		(2) 恵曇	5,112.5	
		(3) 玉造	1,796.5	
		(4) 須佐	1,225.0	
		(5) 大社	1,627.0	
		(小計)	15,061.0	
	石見交通(株)	(1) 広益	11,904.5	
		(2) 小浜江崎	2,280.0	
		(3) 津和野	5,048.0	
		(4) 匹見	3,230.5	
		(5) 都茂	1,751.5	
		(6) 浜田益田	5,195.5	
		(7) 弥栄	1,020.5	
		(8) 周布江津	8,245.5	
		(9) 江津川本	7,171.0	1
		(10) 大田江津	4,112.0	
		(小計)	49,959.0	
合 計			65,020.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名

一畑バス株式会社

R7年度

変更箇所

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度（基準期間 [※] ）の 損益状況	業 合 バ ス 事 業					
	営業収益	475,376千円	営業外収益	37,037千円	経常収益(イ)	512,413千円
	営業費用	798,826千円	営業外費用	1,324千円	経常費用(ロ)	800,150千円
	営業損益	-323,450千円	営業外損益	35,713千円	経常損益	-287,737千円

補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ（ハ）	1,984,270.9km	経常収支率	64.03%
-------------------------------	---------------	-------	--------

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用	地域キロ当たり 標準経常費用	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額	キロ当たり経常費用の 差	キロ当たり経常収益
山陰	(a+b+c)/3=ニ 395円.39銭	ホ 295円.47銭	ヘ 295円.47銭	ニ－ヘ=ケ 99円.92銭	イ÷ハ=ト 258円.23銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象 期間	補助金交付要 別表2(注)4. の適用割 つ	改定率 コ
山陰	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数 (①＝カッコ内	計画 平均乗車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との 競合率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ＋ ル))÷チ＝ラ
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ							
山陰	1		万原	一畑バス本社	松江駅	美保関ターミナル	365日	6,082.0回 (16.6)	4.3	71.3人	往 18.7km 復 18.7km	(平均) 18.7km		(平均) km			(平均) km		100%
	2		恵曇	一畑バス本社	松江駅	恵曇	365日	7,535.0回 (20.6)	4.3	88.5人	往 15.5km 復 15.1km	15.3km		km		km		100%	
	3		玉造	松江しんじ湖温泉	松江駅 玉造病院	玉造温泉	365日	5,954.5回 (16.3)	3.9	63.5人	往 13.7km 復 14.9km	14.3km		km		km		100%	
	4		須佐	上造治車庫	島大病院	出雲須佐	365日	2,311.0回 (6.3)	1.2	7.5人	往 24.9km 復 24.9km	24.7km		km		km		100%	
	5		大社	上造治車庫	伊勢のまふな 失病院フナ イ	出雲大社 バスターミナル	365日	1,810.0回 (4.9)	5.3	25.9人	往 16.9km 復 16.9km	16.9km		km		km		100%	
合計			5系統								往 89.6km 復 90.2km	71.2km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 (チー(リ＋ヌ)÷ チ＝ラ)	計画 実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用の 見込額 ヘ×ワ以下の 額.力	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ノとノ'のいずれ か少ない額.ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象経常 収益の見込額 ノ×ワ以上の額. ヨ
							補助金交付要 別表2(注)4. の適用がある場合 基準期間におけ る実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定によ る増収分 h	補助金交付要 別表2(注)4. の適用後のキロ 当たり経常収益 ノ－h ノ－h'ノ	3ヵ年平均	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間			
経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の 実車走行キロ 当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の 実車走行キロ 当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の 実車走行キロ 当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の 実車走行キロ 当たり経常収益						
山陰	1		227,746.9km	67,292.376円			240円.28銭	64,785.481円	250,201.2km	258円.93銭	56,178.560円	249,805.0km	224円.88銭	58,476.941円	246,686.8km	237円.04銭	54,723.026円
	2		230,323.6km	68,112.830円			241円.72銭	71,120.754円	282,227.7km	251円.99銭	64,694.690円	281,808.6km	229円.56銭	67,952.662円	278,924.5km	243円.62銭	55,722.620円
	3		170,977.4km	50,518.692円			266円.92銭	54,946.341円	197,898.9km	277円.64銭	48,042.510円	197,686.2km	243円.02銭	54,567.367円	194,807.4km	280円.10銭	45,637.288円
	4		116,112.6km	34,307.789円			132円.13銭	22,515.464円	107,810.3km	208円.84銭	9,696.013円	108,597.6km	89円.31銭	10,671.199円	108,616.7km	98円.24銭	15,341.956円
	5		61,178.0km	18,076.263円			242円.27銭	13,702.053円	60,990.7km	224円.65銭	11,953.678円	60,907.6km	196円.25銭	18,619.814円	60,863.7km	305円.92銭	14,821.595円
合計			806,537.9km	236,307,750円				227,070.093円	899,128.8km		190,568.451円	898,805.0km		210,287.983円	889,899.1km		186,245.667円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨータ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうち いずれか少ない ほうの額 ソ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外に係る もの ソ×ヲ＝ツ ソ×ヅ＝ヅ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分以 外に係るもの ツ×ミナシ運行回 数 ①計画運行回数 ＝ネ	計画平均 乗車密度が 5人未満の路線 計画平均 乗車密度が 5人未満の路線 を有する ①計画運行回数 ＝ネ	補助対象経費 ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ
山陰	1		12,569,356円	30,281,569円	12,569,350円	12,569,350円		10,800,656円	10,800千円	5,300.0千円	38,325,820円	30,025,820円
	2		12,390,610円	30,850,683円	12,390,610円	12,390,610円		10,229,260円	10,229千円	5,112.5千円	35,424,468円	30,311,968円
	3		4,881,404円	22,733,411円	4,881,404円	4,881,404円		3,593,671円	3,593千円	1,796.5千円	21,965,466円	20,168,966円
	4		18,965,831円	15,438,505円	15,438,505円	15,438,505円		2,450,556円	2,450千円	1,225.0千円	30,567,802円	29,342,802円
	5		3,254,668円	8,134,318円	3,254,668円	3,254,668円			3,254千円	1,627.0千円	9,367,574円	7,740,574円
合計			52,061,863円	107,238,498円	48,534,537円	48,534,537円		26,870,143円	30,122千円	15,061千円	132,651,130円	117,590,130円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合					
			都道府県		市区町村		その他の者	
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陰	1		未定		未定		未定	
	2		未定		未定		未定	
	3		未定		未定		未定	
	4		未定		未定		未定	
	5		未定		未定		未定	
合計								

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。

3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月1日付け自総第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4. 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5. 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。

6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7. 認可を受けた補助対象期間の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。

8. 補助金交付要綱第2(注)4.の適用割合の欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。

9. 改定率の欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。

10. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ便宜の方をカッコ書きの番号とすること。

11. 特例措置の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱第2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。

12. 計画運行回数の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。

13. 系統キロ程の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

14. 同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の欄は、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

15. 他路線との競合部分に係るキロ程とは、他の運行系統との競合部分の合計が50%以上の生活交通路線にあって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。

16. 補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率の欄、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

17. 系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

18. 計画平均乗車密度が5人未満の路線の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

19. 計画平均乗車密度が5人未満の路線の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線にあっては、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)こと。

20. 補助対象期間の前々年度(基準期間)の「(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。

21. 基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。

22. 計画回数の欄は、系統ごとに百円単位で記載することとし、合計の千円未満の増収は切り捨てること。

23. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

24. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することとする。

25. (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土・日・祝日の日数による運行回数の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。

ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)における運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。

ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱第2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	一畑バス株式会社	R8年度
------	----------	------

變更箇所

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	集 合 バ ス 事 業					
	営業収益	475,376千円	営業外収益	37,037千円	経常収益(イ)	512,413千円
	営業費用	798,826千円	営業外費用	1,324千円	経常費用(ロ)	800,150千円
	営業損益	-323,450千円	営業外損益	35,713千円	経常損益	-287,737千円
	1,984,270.9km				経常収支率	64.03%
補助対象期間の 前々年度の 乗車走行千口(ハ)						

	合 合 パ ス 事 業					
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	398,431千円	営業外収益	22,669千円	経常収益(イ)	419,100千円
	営業費用	822,721千円	営業外費用	1,422千円	経常費用(ロ)	824,143千円
	営業損益	-426,290千円	営業外損益	21,247千円	経常損益	-405,043千円
基準期間の前年度の 家車走行キロ(ハ)	2,015,907.4km				経常収支率	50.85%

		合 合 バ ス 事 業				
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	369,719千円	営業外収益	128,750千円	経常収益(イ)	498,465千円
	営業費用	763,124千円	営業外費用	659千円	経常費用(ロ)	763,784千円
	営業損益	-393,409千円	営業外損益	128,091千円	経常損益	-265,318千円
						経常収支比率
基準期間の前々年度の 実業走行口(ハ)		2,041,474.4km				

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当り経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の 実走走行キロ当たりに経常費用 (基準期間の前々年度)	補助対象事業者の 実走走行キロ当たりに経常費用 (基準期間の前年度)	補助対象事業者の 実走走行キロ当たりに経常費用 (基準期間)
	□×ハ ¹ =a	□×ハ ¹ =b	□×ハ ¹ =c
山陰	374円.13銭	408円.81銭	403円.24銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 走行キロ当たり経常費用	地域キロ当たり 標準経常費用	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額	キロ当たり経常費用の 差	キロ当たり経常収益
	$(a+b+c)/3=ニ$	ホ	ヘ	ニ-ヘ=ケ	イ÷ハ=ト
山陰	395円.39銭	295円.47銭	295円.47銭	99円.92銭	258円.23銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象 期間	補助金交付要 綱 別表2(注)3.4 適用割 フ	改定率 コ
山陰	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画 運行回数 ()	計画 平均乗車密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との 競合率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (チー(リ)+ヌ+ ル)÷チ=サ
				起点	主な 経由地	終点											
山陰	1		万原	一畑バス本社	松江駅	浜保岡ターミナル	365日	4.3	71.3人	往 18.7km 復 18.7km	(平均) 18.7km	km	km	km	km	km	100%
	2		恵里	一畑バス本社	松江駅	恵里	365日	4.3	88.1人	往 15.9km 復 15.9km	15.9km	km	km	km	km	km	100%
	3		玉造	松江しんじ湖温泉	松江駅	玉造温泉	365日	3.9	63.1人	往 13.7km 復 14.9km	14.3km	km	km	km	km	km	100%
	4		須佐	上塩治車庫	島大病院	出雲須佐	365日	1.2	7.5人	往 24.8km 復 24.6km	24.7km	km	km	km	km	km	100%
	5		大社	上塩治車庫	伊都賀フロンティア 中央病院	出雲大社 バスターミナル	365日	5.3	25.9人	往 16.9km 復 16.9km	16.9km	km	km	km	km	km	100%
合計			5系統							往 89.6km 復 90.2km	71.2km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	

補助プログラム名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画 実走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象経常収益の見込額
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合		3ヵ年平均		基準期間の前々年度				基準期間の前年度				基準期間		
						基準期間における実走行キロに当たり経常収益の運賃改定による増加分	経常収益増減額ΔとΔ'のいずれか少ない額	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益		経常収益	実走行キロ	補助対象系統の実走行キロに当たり経常収益	経常収益	実走行キロ	補助対象系統の実走行キロに当たり経常収益	経常収益	実走行キロ	補助対象系統の実走行キロに当たり経常収益		
						Δ(α+β+γ)÷3=Δ	h	ノ-トノ'	(d+e+g)÷3=ノ	ヤ"	マ"	ヤ"×マ"=d	ヤ'	マ'	ヤ'×マ'=e	ヤ	マ	ヤ×マ=f	ノ×フ以上の額:ヨ	
山陽	1			227,110.93km	67,104.45円	ノとノ'のいずれか少ない額:ノ		ノ-トノ'	(d+e+g)÷3=ノ	240円.28銭	64,785.48円	250,201.26km	258円.93銭	56,178,560円	249,805.00km	224円.88銭	58,476.94円	246,686.86km	237円.04銭	54,570.200円
	2			228,919.69km	67,904.79円					241円.72銭	71,120.754円	282,227.76km	251円.99銭	64,694.690円	281,808.66km	229円.56銭	67,952.662円	278,924.55km	243円.62銭	55,551.984円
	3			170,781.26km	50,480.22円					268円.92銭	54,946.341円	197,898.96km	277円.64銭	48,042.510円	197,688.26km	224円.02銭	54,567.367円	194,807.46km	280円.10銭	46,549.610円
	4			115,930.26km	34,253.89円					132円.13銭	22,515.464円	107,810.36km	208円.84銭	9,699.013円	108,597.66km	89円.31銭	10,671.199円	108,616.76km	98円.24銭	15,317.856円
	5			61,178.00km	18,076.263円					242円.27銭	13,702.053円	60,990.76km	224円.65銭	11,953.678円	60,907.66km	196円.25銭	18,619.814円	60,863.76km	305円.92銭	14,821.595円
	合計			804,819.39km	237,900.134円						227,070.093円	899,128.86km		190,568,451円	898,805.00km		210,287,983円	889,899.16km		185,846.573円

補助プログラム名	申請番号	特別措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タタはしのうちいづれにかないほうの額	ソのうち補助プログラムの受入部分、同一補助プログラムの受入外受入部分及び他路線との係差部分以外に係る部分	ソのうち補助プログラムの受入部分及び同一補助プログラムの受入外受入部分以外に係るもの	補助対象経費	計画額	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から経常収益を控除した額
			カ－ヨ249＝	カ×マ20÷レ	ソ×マ20＝	ソ×ゾ＝	ソ×ゾ＝						
山陽	1		12,534,249円	30,197,005円	12,534,249円	12,534,249円	10,571,057円	10,571,057円	5,285,539円		ナ×1÷2＝	ニ×ワ－ヨ＝	ム－ラ＝
	2		12,352,803円	30,597,156円	12,352,803円	12,352,803円	10,243,781円	10,243,781円	5,121,551円				
	3		4,875,803円	22,707,324円	4,875,803円	4,875,803円	3,611,700円	3,611,700円	1,805,957円				
	4		18,938,038円	15,414,253円	15,414,253円	15,414,253円	2,446,706円	2,446,706円	1,223,350円				
	5		3,254,688円	8,134,318円	3,254,688円	3,254,688円			3,254,688円	1,627,340円		9,367,574円	7,740,574円
	合計		51,853,561円	107,010,056円	48,431,776円	48,431,776円	26,872,251円	30,125,937円	15,062,291円			132,371,184円	117,306,664円

[illegible]

- 取組要綱**
- 1.乗客バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用に充ては、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業年においては、補助対象期間の決算を行い、その損益状況（千円未満の数値は切り捨て）を損益状況表に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗客バス事業者の時事費を実施している年度の関連収益及び費用の配分は、昭和55年7月1日付自前第338号、自第151号、自第59号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.補助プログラム名の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プログラムを管理する地方運輸局等で通知した数値によること。
- 7.認可を受けた補助対象期間の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれかに該当するかを記載すること。
- 7.補助金交付要綱別表2(注)4.の適用可否欄は、「認可を受けた補助対象期間」の「当年度の損益状況」「前年度」の場合は「3/3」、「前々年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 8.改定率欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更回数と小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
- 9.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに連番号とする。なお、1系統がつまじう補助プログラムになる場合は、その比率に応じた区間方を番号とする。
- 10.特例措置の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」、平成29年2月2日改正附則第2条の規定に該当する場合に「2」、補助金交付要綱別表5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 11.計画運行回数との違いには、補助対象期間中の全年度における総計画運行回数と実際の運行回数、また、かつ内には1日当り計画運行回数は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 12.乗客キロの欄、「都市域公共交通再編事業を実施する区域における口程の欄」、「補助プログラム外部分の口程の欄」、「都道府県外入部分の口程の欄」及び「他路線との統合部分に係る口程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ数が異なる系統においては、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の合計の平均値を記載すること。
- 11.同一補助プログラム都道府県外入部分の口程の欄は、同一補助プログラムにおける都道府県外入部分の口程を記載すること。補助プログラムが異なる都道府県外入部分の口程については「X」に記載すること。
- 12.他路線との統合部分に係る口程とは、その運行系統間の統合割合の％において当該運行系統が1日あたり1人を超える部分の口程のことであり、当該補助プログラム内系統（系統キロ程（千）→同一補助プログラム外入部分の口程（千）→同一補助プログラム都道府県外入部分の口程（千））に異なる口程を記載すること。
- 13.補助プログラム外入部分及び都道府県外入部分以外の口程の比上の欄、「〆のうち補助プログラム外入部分及び同一補助プログラム都道府県外入部分以外に係るもの」とは、特例措置の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみを記載すること。
- 14.系統キロと地域公共交通再編事業を実施する区域における口程の比上の欄、「他路線との統合部分の欄」、「補助プログラム外入部分の欄」、都道府県外入部分及び他路線との統合部分以外の口程の比上の欄については、％以下第3位（小数第4位より切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.計画実車走行キロの欄、「補助対象系統の口程及び経常収益の」「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.計画平均乗車密度が人未乗の路線の欄は、計画平均乗車密度が人未乗の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量（人を除いた数値（乗客切り捨て）をいう。
- 17.補助対象施設の種類（人）、（千）計画平均乗車密度が人未乗の路線に記載されている場合は（人）の金額を記載し、記載がない場合は（千）の金額を記載する。また、「特例措置の欄」に「2」を記載した系統については、左記の場合の（人）の金額又は（千）の金額から左記の場合の（人）の金額又は（千）の金額を控除して得た金額（千）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置の欄」に「2」を記載した系統については、（千）の金額を記載する（千円未満の数値は切り捨て）。
- 18.「補助対象期間（基準期間）」の欄は、基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。なお、新設系統（基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。）
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の損益状況を平均して算出すること。基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれかの実績がない場合は、基準期間前年度の実績を記載すること。
- 19.計画収入の欄は「当年度」と「前年度」（0.5千円）単位で記載すること。合計の千円未満の数値は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の数値は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ又はほぼ同じの速いより運行回数が多いに変更がない場合については、その旨を記載することとするものとする。
- （記載例「令和〇年度、令和〇年度及び令和〇年度の間、土日・祝日の日数を異なる運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）
- 22.添付書類
- 1.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る営業自動車運送事業等報告書（別表第2項の「事業報告書」）（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した関係書類（関係書類）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関係書類。
- ただし、過去に生活交通復興維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の際添付していた場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 2.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る補償第一～第三の経常利益補填規定及び均等乗車密度差金（補助対象路線に係るものに限り）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第一～第三。
- ただし、過去に生活交通復興維持改善計画の認定申請の際添付した場合は、当該書類の添付を省略して取り扱ってよいものとする。
- 3.地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 4.旅客運賃上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けるとなる場合は、当該認可書の写し。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	一畑バス株式会社	R9年度	変更箇所
------	----------	------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度（基準期間 ^① ）の 損益状況	業 合 バ ス 事 業					
	営業収益	475,376千円	営業外収益	37,037千円	経常収益(イ)	512,413千円
	営業費用	798,826千円	営業外費用	1,324千円	経常費用(ロ)	800,150千円
	営業損益	-323,450千円	営業外損益	35,713千円	経常損益	-287,737千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ（ハ）	1,984,270.9km				経常収支率	64.03%
基準期間の前年度の 損益状況	業 合 バ ス 事 業					
	営業収益	396,431千円	営業外収益	22,669千円	経常収益(イ')	419,100千円
	営業費用	822,721千円	営業外費用	1,422千円	経常費用(ロ')	824,143千円
	営業損益	-426,290千円	営業外損益	21,247千円	経常損益	-405,043千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ（ハ'）	2,015,907.4km				経常収支率	50.85%
基準期間の前々年度の 損益状況	業 合 バ ス 事 業					
	営業収益	369,715千円	営業外収益	128,750千円	経常収益(イ'')	498,465千円
	営業費用	763,124千円	営業外費用	659千円	経常費用(ロ'')	763,784千円
	営業損益	-393,409千円	営業外損益	128,091千円	経常損益	-265,318千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ（ハ'')	2,041,474.4km				経常収支率	65.26%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当り経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の 実車走行キロ当り経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ×100＝a	補助対象事業者の 実車走行キロ当り経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'×100＝b	補助対象事業者の 実車走行キロ当り経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
山陰	374円.13銭	408円.81銭	403円.24銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当り経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 こととのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
山陰	395円.39銭	295円.47銭	295円.47銭	99円.92銭	258円.23銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象 期間	補助金交付要綱 別表2(注)4. の適用割合 コ	改定率 ロ
山陰	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計画 運 行 日 数	計画 運 行 回 数 ()	計画 平 均 乗 車 密 度	計画 輸 送 量	系 統 キ ロ 程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との 競合率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との競 合部分以外のキ ロ程の比率			
				起点	主な 経 由 地	終点		①＝カッコ内			②	①×②＝③								チ	オ	オ÷チ＝ク
山陰	1		万原	一畑バス本社	松江駅	美保関ターミナル	365日	6,082.0回 (16.6)	4.3	71.3人	往 18.7km 復 18.7km	(平均) 18.7km		(平均)		(平均)			100%			
	2		恵曇	一畑バス本社	松江駅	恵曇	365日	7,535.0回 (20.6)	4.3	88.5人	往 15.9km 復 15.1km	15.3km							100%			
	3		玉造	松江しんしん湖温泉 玉造病院	松江駅	玉造温泉	365日	5,954.5回 (16.3)	3.9	63.5人	往 13.7km 復 14.9km	14.3km							100%			
	4		須佐	上塩泊車庫	鳥大病院	出雲須佐	365日	2,311.0回 (6.3)	1.2	7.5人	往 24.8km 復 24.8km	24.7km							100%			
	5		大社	上塩泊車庫	ゆめタウン中央 病院ウイナリー	出雲大社 バスターミナル	365日	1,810.0回 (4.9)	5.3	25.9人	往 16.9km 復 16.9km	16.9km							100%			
合計			5系統								往 89.6km 復 90.2km	71.2km	往 km 復 km		往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km					

補助 ブロック名	申請 番号	特 例 措 置	計画 実車走行キロ (チー(リ)÷ス)÷ チ＝ウ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の 見込額	補助対象系統の キロ当たり経常収益 ノとノのいずれ か少ない額、ノ イ×コ÷(イ+コ) ×フ＝g	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象経常 収益の見込額 ノ×ワ以上の額： ヨ			
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3か年平均			基準期間の前々年度			基準期間の前年度				基準期間		
						基準期間における 実車走行キロ 当りの経常収益 の算定に際しての 補正係数	経常収益控除 額との差額	補助金交付要綱 別表2(注)4.の 適用後のキロ当 り経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の 実車走行キロ 当りの経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の 実車走行キロ 当りの経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の 実車走行キロ 当りの経常収益		経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の 実車走行キロ 当りの経常収益
						イ×コ÷(イ+コ) ×フ＝g	h	ノ÷ヘ＝f	(d+e+f)/3＝ノ	イ ^イ	マ ^マ	イ ^イ ×マ ^マ ＝d	イ ^イ	マ ^マ	イ ^イ ×マ ^マ ＝e	イ ^イ	マ ^マ	イ ^イ ×マ ^マ ＝f	ノ×ワ以上の額： ヨ		
山陰	1		227,746.9km	67,292.578円				240円.28銭	64,785.481円	250,201.2km	258円.93銭	56,178.560円	249,805.0km	224円.88銭	58,476.941円	246,686.8km	237円.04銭	54,723.094円			
	2		230,523.0km	68,112.630円				241円.72銭	71,120.754円	282,227.7km	251円.99銭	64,694.690円	281,808.6km	229円.56銭	67,952.662円	278,924.5km	243円.62銭	55,722.020円			
	3		170,977.4km	50,518.692円				266円.92銭	54,946.341円	197,898.9km	277円.64銭	48,042.510円	197,696.2km	243円.02銭	54,567.367円	194,807.4km	280円.10銭	45,637.266円			
	4		116,112.6km	34,307.789円				132円.13銭	22,515.464円	107,810.3km	208円.84銭	9,899.013円	108,597.6km	89円.31銭	10,671.199円	108,616.7km	98円.24銭	15,341.958円			
	5		61,178.0km	18,076.263円				242円.27銭	13,702.053円	60,990.7km	224円.65銭	11,953.678円	60,907.6km	196円.25銭	18,619.814円	60,863.7km	305円.92銭	14,821.595円			
合計			908,527.9km	238,307.750円				227,070.093円	899,128.8km			190,568.451円	898,805.0km		210,287.983円	889,899.1km		198,245.807円			

補助 ブロック名	申請 番号	特 例 措置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨータ	補助対象経費 の上限額 カ×9/20＝レ	又又はのう いずれか少ない ほうの額 ソ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るもの ソ×マ＝ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るもの ソ×マ＝ツ	計画平均 乗車密度が 5人未満の路線 ツメなし(運行回 数/1計画運行回 数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 経常補助額を 控除した額 ム－ラ＝ウ
山陰	1		12,989,350円	30,281,568円	12,989,350円	12,989,350円	10,800,856円	10,800千円	9,800.0千円	35,325.826円	30,025.826円	
	2		12,390,610円	30,650,683円	12,390,610円	12,390,610円	10,235,286円	10,235千円	5,112.5千円	35,624,609円	30,311,969円	
	3		4,861,404円	22,733,611円	4,861,404円	4,861,404円	3,593,871円	3,593千円	1,796.5千円	21,865,496円	20,168,566円	
	4		18,965,831円	15,438,505円	15,438,505円	15,438,505円	2,450,556円	2,450千円	1,225.0千円	30,567,802円	29,342,802円	
	5		3,254,668円	8,134,318円	3,254,668円	3,254,668円	3,254千円	3,254千円	1,627.0千円	9,367,574円	7,740,574円	
合計			52,061,863円	197,238,486円	48,534,537円	48,534,537円	26,870,143円	30,122千円	15,081千円	132,481,130円	117,590,130円	

補助 ブロック名	申請 番号	特 例 措置	ウの負担者とその負担割合							
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
山陰	1		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
	2		未定		未定		未定		未定	
	3		未定		未定		未定		未定	
	4		未定		未定		未定		未定	
	5		未定		未定		未定		未定	
合計										

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の収決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和59年5月17日付け自第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表4の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれかに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」の欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全期日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分には「(リ)」に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のこととし、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程の比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は「ツ」の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は「ツ」の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は「ツ」の金額を控除して得た金額に「ク」の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、「ヅ」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当り経常収益」の欄の「リ」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の経常収益は、基準期間と基準期間の前年度の経常収益を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土・日・祝日の日数による運行回数等の変更がないため」)
- 記載要領

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。

- ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。

- ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し